

せたがや インクルージョン プラン

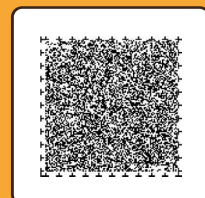
～ わかりやすい版^{ばん} ～



せたがやく しょうがい ふくし
世田谷区の障害福祉で
わたし たいせつ かんが
私たちが大切にすることを考えて
れいわ ねんど ねんかん とりくみ けいかく つく
令和6年度から3年間の取組計画を作りました



せたがやく
世田谷区
SETAGAYA CITY



このマークは目の不自由な方の
ための「音声コード」です。

せたがや

インクルージョン

プランが目指すこと!

しょうがい ひと ひと
障害のある人もない人も
たが じんかく こせい そんちょう
お互いの人格や個性を尊重して
す な ちいき ささ
住み慣れた地域で支えあい
せんたく じぶん せいかつ
選択した自分らしい生活を
あんしん けいぞく しゃかい じつげん
安心して継続できる社会の実現



わたし たいせつ 私たちが大切にすること

しょうがい ひと せんたく ささ
障害のある人の選択を支えます

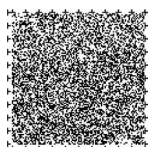
しょうがい ひと じぶん えら じぶん き きょうりょく
障害のある人が、自分で選んで、自分で決めることができるように、みんなが協力して
ささ せき えら なお いちどちょうせん おうえん
支えています。決めたことを選び直したり、もう一度挑戦したりすることを応援します。
たと がっこう そつぎょうご しんろ き かぞく はな ひとり く おも
例えば、学校卒業後の進路を決めるときや、家族と離れて一人で暮らしたいと思った
たいけん わ し でき てつだ
ときに、体験や、分からないことを知ることが出来るようにお手伝いします。

しょうがい ふくし とりく き つ
障害福祉の取組みでは、3つのことに気を付けます

1
しょうがい ひと
障害のある人が
じぶん き
自分で決めることや
じぶん さんか
自分から参加
できるように
き つ
気を付けているか

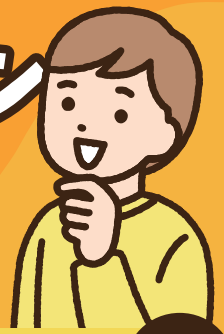
2
あいて きも
相手の気持ちや
かんが かた みと
考え方を認めて、
たが りかい
お互いに理解
しようとしているか

3
しょうがい ふくし
障害福祉サービスを
にな ひと
担っている人や
はたら ひと
働いている人の
ふたん かんが
負担を考えているか



せたがやインクルージョンプラン

14個の取り組み



1

理解する



みんなにもっと障害のことを
わかってもらえるようにします

- 障害のことをたくさんの人に知ってもらい、理解を深めることで、支え合いが生まれる地域をつくります
- 地域で支え合いの活動をする人のお手伝いをします

2

守る

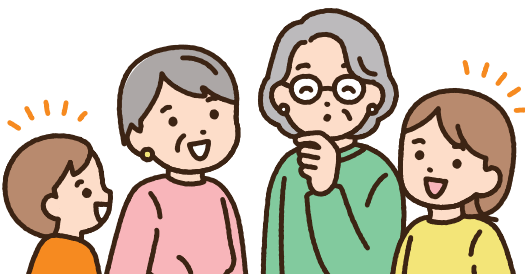


差別や虐待をなくして、
みんなの権利を守ります

- 差別や虐待の起こらない地域をつくります
- お金の管理や、福祉サービスの選択など、大切なことを決める時のお手伝いをします

3

つながる場をつくる

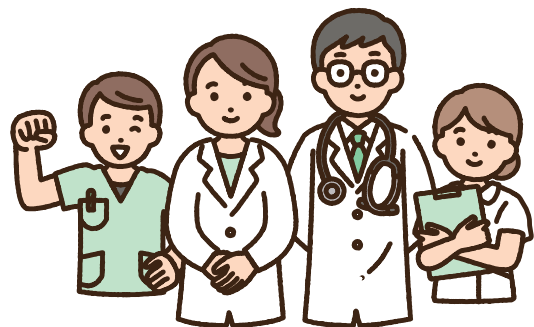


みんなが交流できる居場所を
つくります

- 同じような障害がある人や、その家族が相談しあったり、地域の人たちと交流することができる居場所をつくります

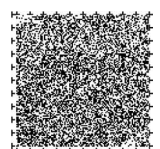
4

連携して支援する



みんなが協力して、
安心した暮らしを支えます

- 必要なサポートを上手に提供できるよう、関係するスタッフが連携する場をつくります



5

あんしん く
安心できる暮らしを
かくほ
確保する



あんしん あんぜん く まも
安心・安全な暮らしを守ります。
けんこう まも
また、健康を守ります

- さいがい お とし きゅうびょう せんきゅう
災害が起きた時や急病などの緊急の
ときに、すぐに誰かが駆けつけてくれる
ようにします
- けんこう く まも けんしん うんどう
健康な暮らしを守るため、健診や運動
の機会を提供します

6

のぞ
望むライフスタイルを
じつげん
実現する

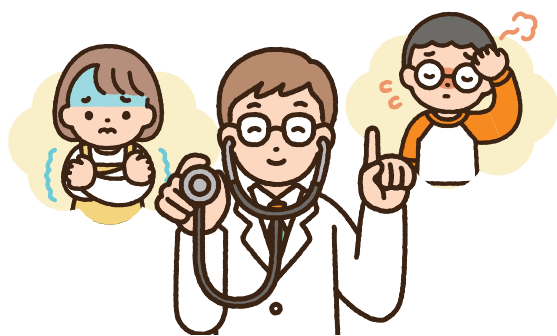


す ばしょ ようい
いろいろな住む場所を用意して
きぼう く かた ささ
希望する暮らし方を支えます

- ちんたい じゅうたく こうえい じゅうたく
賃貸住宅や公営住宅、グループホーム
など、多様な住まいの場を確保します
- しせつ びょういん で ちいき せいかつ うつ
施設や病院を出て、地域の生活に移る
お手伝いをします

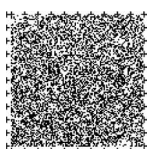
7

まいにち く
毎日の暮らしを
サポートする



く ささ
暮らしを支えるのに
ひつよう ていぎょう
必要なサポートを提供します

- す な ちいき あんしん
住み慣れた地域で安心して
暮らすことができるよう、必要
とする医療・保健・福祉サー
ビスを確実に利用できる地域
をつくります



8

で まち
出かけやすい街を
つくる

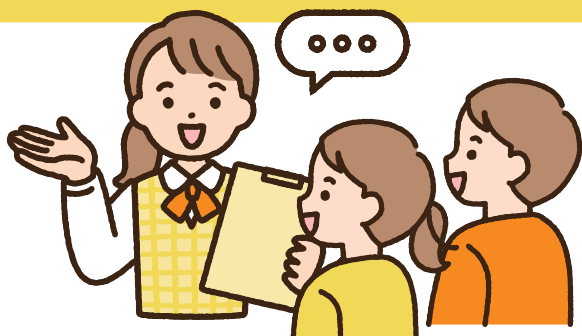


あんしん で まち
安心して出かけられる街を
つくります

- しょうがい りゅう がいしゅつ はば
障害を理由に外出することが阻まれ
ないよう、バリアフリー化、ユニバーサル
デザイン化された出かけやすい地域を
つくります

9

いつでも相談できる

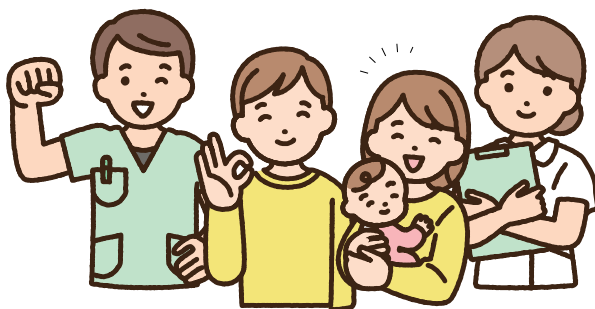


こま 悩んだり、悩んだら、いつでも
相談できるようにします

- 困ったり、悩んだ時にいつでも相談できる地域をつくれます。また、必要があれば、より専門的な相談窓口やサービス利用につなげる地域をつくれます

10

家族を支援する



介助する家族の
負担を減らします

- 介助する家族が、息抜きや働き続けることができるよう、福祉サービスが充実した地域をつくれます。また、家族会の活動を支援します

11

サービスの質を 向上する



福祉の仕事をする人を
育てます

- 質の高い福祉サービスを利用できるよう、事業所の指導や人材の育成支援を行います

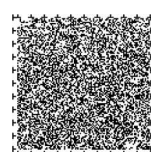
12

望むワークスタイルを 実現する



安心して、希望する働き方が
できるようにします

- 自分に合った働き方を見つけ、継続して働き続けることができるよう、いろいろな働き方や就労するための支援が充実した地域をつくれます



みんなで

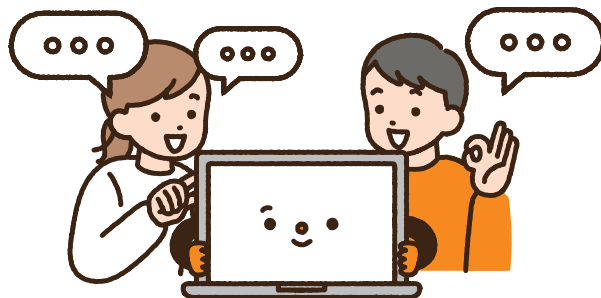
まな たの かんが
学ぶ・楽しむ・考える



まな かつどう ふんか かつどう
学びやスポーツ活動、文化活動を
たの
楽しめるようにします

- ひとり も かのうせい
一人ひとりが持っている可能性を
さいだいげん の
最大限に伸ばしていけるよう、
かつどう じゅうじつ ちいさ
学習活動やスポーツ活動が充実した地域を
つくります

じょうほう しゅとく はっしん しゅだん
情報取得・発信・手段
かくほ
を確保する



ひつよう じょうほう かんたん
必要な情報を簡単に
し
知ることができるようにします

- にちじょう せいかつ ひつよう じょうほう かんたん にゅうしゅ
日常生活に必要な情報を簡単に入手
することができるよう、いろいろな
ほうほう じょうほう はっしん おこな
方法による情報発信を行うとともに、
コミュニケーションの支援を行います



ち いき きょうせい しゃ かい じつ げん め ざ おも 地域共生社会の実現を目指す思い

せたがやインクルージョンプランの元になる考え方として、区は、
「せたがやく しょうがい りかい そくしん ちいき きょうせいしゃかい じつげん じょうれい
「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」
せいてい じょうれい ひと い まち
を制定しています。条例では、「いろいろな人がともに生きる町」
め ざ い か おも たいせつ
を目指して、以下の思いを大切にしています。

● しょうがい ひと いのち たいせつ おな
障害があってもなくても、人の命の大切さは同じだからみんなが
たいせつ いのち い せいかつ
大切な命にふさわしい生きがいのある生活ができるようにしよう

● しょうがい りゆう
障害があることなどどんな理由でもだれかを
けい
いじめたり軽べつしたりしてはいけない

さべつ かいしょう
差別の解消

● しょうがい ひと
障害があるためにその人がしたいことができないのは、
よくないからさまざまな工夫をして障害のないひと
くふう しょうがい ひと
と同じように暮らせるようにしよう

ごうりてき はいりょ
合理的配慮・
さべつ かいしょう
差別の解消

● ひと おな まち く こせい
いろいろな人が同じ町で暮らしているから個性を
みと あ
認め合おう

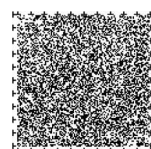
たようせい
多様性・
インクルーシブ

● しょうがい しょうがいしゃ しゃかい
「障害」は障害者ではなくバリアのある社会の
ほうにある

しょうがい
障害の
しゃかい
社会モデル

● ひと じぶん き じぶん せいかつ
その人が自分でしたいことを決め自分らしい生活を
おく ひつよう てだす
送ることができるように必要な手助けをしよう

じ こ けつてい けん
自己決定権の
そんちょう
尊重



相談窓口のご案内

困りごとの相談窓口

ぽーとせたがや	TEL	03-6804-0405	FAX	03-6383-2156
ぽーときたざわ	TEL	03-6379-0262	FAX	03-3325-9519
ぽーとたまがわ	TEL	03-6411-6590	FAX	03-6411-6316
ぽーときぬた	TEL	03-6411-5680	FAX	03-6411-4150
ぽーとからすやま	TEL	03-5357-8760	FAX	03-5357-8761

※月～土曜日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始除く)

障害を理由とする差別についての相談窓口

お店や窓口で、障害を理由に差別をされて、つらい、悲しい思いをしたことはありますか？
お話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。家族や支援をする人が相談することもできます。

障害福祉部障害施策推進課 TEL 03-5432-2424 FAX 03-5432-3021

※月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始除く)

障害者への虐待に関する相談窓口

つらい、やめてほしいと思うことをされていませんか？
それは差別ではなく虐待かもしれません。相談してください。

世田谷総合支所	保健福祉課	TEL	03-5432-2865	FAX	03-5432-3049
北沢総合支所	保健福祉課	TEL	03-6804-8727	FAX	03-6804-8813
玉川総合支所	保健福祉課	TEL	03-3702-2092	FAX	03-5707-2661
砧総合支所	保健福祉課	TEL	03-3482-8198	FAX	03-3482-1796
烏山総合支所	保健福祉課	TEL	03-3326-6115	FAX	03-3326-6154

※月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始除く)

世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル TEL 03-5432-1033 FAX 03-3410-0368

※土・日曜、祝日、年末年始(終日受付)、及び夜間(午後5時～翌朝午前8時30分)

令和6年12月発行

編集・発行

世田谷区役所 障害福祉部 障害施策推進課 計画担当

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

【電話】03-5432-2958 【FAX】03-5432-3021

こうほういんさつぶつとうろくはんごう

広報印刷物登録番号 No.2300

協力

Setagaya アミーゴ(世田谷区手をつなぐ親の会)

